

相澤会計事務所

# 事務所通信

〒180-0003  
東京都武蔵野市吉祥寺南町1-11-11-805  
相澤会計事務所  
税理士 相澤 豪  
TEL:0422-77-3666 FAX:0422-77-8553  
E-mail: mail@aizawa-kaikei.com  
Web: http://www.aizawa-kaikei.com

新年明けましておめでとうございます。昨年よりも経済情勢はますます厳しくなる見通しですが、皆さまの近くで精一杯お手伝いさせていただきますので、一緒にいい一年にしていきましょう！

## 平成 21 年 2 月の税務

### 2月10日期限

1 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

### 3月2日期限

12 月決算法人の確定申告

< 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税 >

3 月、6 月、9 月、12 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告

6 月決算法人の中間申告

< 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 > (半期分)

消費税の年税額が 400 万円超の 3 月、6 月、9 月決算法人の 3 月ごとの消費税の中間申告

消費税の年税額が 4,800 万円超の 11 月、12 月決算法人を除く法人の 1 月ごとの中間申告

## 法定調書は調査では重要資料に！

法定調書の提出期限が迫っています。法定調書は、税務署への提出が義務付けられている形式の定められた書類のこと。支払調書ともいわれており、毎年 1 月 31 日が提出期限です。

法定調書の主なものとしては、「給与の源泉徴収票」や、一定額以上の税理士報酬や画家、作家などへの原稿料などが該当する「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」などがあります。

また、役員の退職手当を支払ったような場合には「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の

提出が必要です。ただし、死亡退職に際して退職手当などを支給したのであれば、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」ではなく、「退職手当金等受給者別支払調書」を提出します。

提出された法定調書は、税務当局が税務調査を行う上で重要な基礎資料として活用されています。限られた人数で調査先の選定や効率的な調査を行うためには、多くを語ってくれる法定調書が重要資料となるわけです。こうした貴重な資料となる法定調書の提出を提出義務者が怠った場合、ペナルティ（1 年以内の懲役または 20 万円以下の罰金）も課されているので要注意です。また、記載にミスがあった場合には、支払義務者だけでなく、支払先にも税務署から問合せが寄せられることもあるので記載ミスのないよう十分に注意したいものです。

なお、法定調書は書面による提出が原則。ただし、届出書を事前に提出するなどの要件を満たしていれば、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を使つての提出や、光ディスク、磁気テープ、磁気ディスクでの提出も可能です。

## 「欠損金の繰戻還付」復活へ

### 赤字転落企業に朗報

黒字から赤字に転落した企業にとっては朗報です。平成 21 年度与党税制改正大綱に、中小企業を対象とした「欠損金の繰戻還付」の復活が盛り込まれたのです。

今回は期限付きの復活で、同 21 年 2 月 1 日以後に終了する各事業年度で生じた欠損金額からがその対象となります。資本金 1 億円以下の法人のほか、公益法人、協同組合、人格のない社団などもその対象に含まれます。

「欠損金の繰戻還付制度」は、前事業年度は黒字で法人税を納めた企業が、次年度赤字に転落した場合に、その欠損金を前事業年度の所得

に繰戻して、納めた法人税のうち、納めすぎとなった部分を還付請求することができるというものです。

現在は「設立後5年以内の中小企業」など、一部例外を除いて適用が停止されていますが、実現すれば同4年4月以降、実に16年ぶりの復活となります。注意したいのは、「ずっと赤字の企業」は使えないということです。国税庁の発表によると、同19事務年度で申告のあった法人件数は279万9千件。黒字申告割合は32.3%です。つまり、7割の赤字企業は同制度を適用することができないといわけです。

## 《コラム》パート等の給与収入の住民税の 非課税範囲は？

よく、妻が夫の扶養として配偶者控除を受けるためには、パート・アルバイト給与収入が年間103万円までに抑えるように働けばよいと聞きます。ある奥さんが、聞いたとおり勤務時間を調整して年間給与収入が103万円丁度になるように働きました。これで税金対策は大丈夫とっていました。

ところが、翌年の5月になって、市役所から納税通知書が奥さん宛てに届き、個人住民税の納付書が同封されていました。納得がいかないので市役所に問い合わせしたところ、個人住民税の非課税枠は103万円ではないことがわかりました。

住民税の非課税範囲は、妻の給与収入が93万円～100万円の間で、自治体によって相違があります。

### 【例1】東京都23区の場合

給与収入100万円以下の場合

所得割・均等割ともにかかりません。

給与収入100万円を超えた場合

均等割・所得割の両方がかかります。

### 【例2】青森県八戸市の場合

給与収入が93万円を超え、100万円以下の場合

均等割のみかかり所得割はかかりません。

給与収入100万円を超えた場合

東京都23区と同様です。

所得割：課税所得×10%-

均等割：所得に関係なく4,000円。ただし、均等割のかかりは始める年収(所得)は、上記のように自治体により相違があります。傾向としては、大都市圏のほうが均等割の非課税限度額が高くなっているようです。

## 編集後記

昨年末から急に忙しくなり始め、年明けから大忙し！1月もあっという間に終わろうとしています。今となっては、正月がずいぶん前のように感じます。

正月に我が家は1泊2日で箱根に行きました。初日は1月3日の箱根駅伝の復路当日。渋滞が気になりましたが、東名から小田原厚木道路経由で行ってスイスイでした。ただ運転中、箱根駅伝の状況も気になり、わが母校の順位を聞いて一喜一憂…。

箱根までは順調でしたが、芦ノ湖近辺は大渋滞…どうやら箱根神社の初詣に行く人で駐車場待ちをしている人が多いのが原因だったようです。我が家は箱根神社は素通り、その先にある箱根水族館へ。小さい水族館でしたが、チビ2人(2歳と8か月)はペンギンやら魚たちをみて大喜び。親としては、子どもの笑顔が一番嬉しいものです。それから、同じ敷地内にある駒ヶ岳ロープウェイに乗って山頂へ…当日は天気がよくて、右回りで見ると、うっすら見えた東京の街 駿河湾 富士山が見えて最高の景色でした。そこから、さらに上に登ると箱根神社の元宮で参拝。そこから見えた富士山は今まで見た中で最高！こんなに間近に富士山を望めたのは初めてで感動しました。



宿泊は三鷹市の保養所(箱根みたか荘)。運よく抽選に当たり、1泊2食で6500円(正月なので+1500円の追加料金はありましたが…)！温泉はかけ流しで湯量は豊富、泉質もクセがなくしっとりとした肌になりました。今まで行った温泉の中でもトップ5に入る温泉でした。市民の方、ぜひ行ってみてください。

楽しかった記憶を辿りながら書いていたら、もうこんな時間！空想は終わりにして、仕事モード全開で行きます。私は3月までは風邪は引けません。くれぐれも体調管理にはお気を付け下さい。